

## 太陽光発電設備および立体駐車場の景観形成基準

太陽光発電設備および立体駐車場の景観形成基準については、全景観類型で共通となり、以下のとおりとなる。

太陽光発電設備(建築物型)	
要素	景観形成基準
形態意匠等	<p>①太陽光発電設備等を設置する場合においては、周辺景観と調和した配置にしよう努めること。</p> <p>②太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。</p> <p>③太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。</p> <p>④太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。</p> <p>⑤太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。</p>
色彩	<p>①太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p> <p>②太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。</p> <p>③太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。</p>

太陽光発電設備(工作物型)	
要素	景観形成基準
形態意匠等	<p>①太陽光発電設備等を設置する場合においては、周辺景観と調和した配置にしよう努めること。</p> <p>②平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。</p> <p>③平面型の太陽光発電設備等の最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。</p> <p>④支柱型を設置する場合は、高さは原則として13m以下とすること。13mを超える場合は景観影響調査を実施すること。</p>
色彩	<p>①太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p> <p>②太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。</p>

※平面型・・・地上に設置する平面的に並べるもの 支柱型・・・地上に設置する支柱上に設置するもの

立体駐車場	
要素	景観形成基準
形態意匠等	<p>①道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、圧迫感を軽減するため、道路境界線からできるだけ後退するとともに、隣接地の建築物・工作物等の間隔にも配慮し、適切な空間を確保する。</p> <p>②構造物が直接露出しないよう、出入口を除く周囲をルーバー、植栽等により覆うこと。また、敷地内の建築物や外構と合わせたデザインや色彩・素材の使用等により周辺景観と調和する工夫を行うものとする。</p>